

神戸市喫煙所整備経費補助金交付要綱

令和6年5月1日 環境局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（平成20年3月神戸市条例第48号。以下「条例」という。）第1条の目的のため、喫煙所整備に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年4月1日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 喫煙所 専ら喫煙をするための施設をいう。ただし、加熱式たばこ専用のものは除く。
- (2) 補助事業 補助の対象（以下「補助対象」という。）の喫煙所を整備する事業をいう。
- (3) 補助事業者 第7条の交付決定を受けた者をいう。
- (4) 供用開始日 補助事業の完了後、供用を開始する日をいう。

(補助の要件)

第3条 補助の対象となる喫煙所は、次の条件のすべてに適合するよう整備を行わなければならない。

- (1) 設置する敷地が、条例第8条に規定する路上喫煙禁止地区内または路上喫煙禁止地区から概ね100m以内にあること。
- (2) 道路または公共的通路（建物内の通路で誰もが自由に通行できるところをいう。）から直接出入りできること。
- (3) 道路に面していない場合は、建物内の喫煙所の位置について建物入り口に案内掲示があること。
- (4) 店舗に併設する場合は、店舗部分と壁などで明確に区画されていること。
- (5) 公共の用に供し、無償で一般に開放され、誰もが利用できること。
- (6) 床面積が5平方メートル以上であること。
- (7) 概ね1日8時間以上かつ週5日以上供用すること。
- (8) 供用日においては、毎日清掃等を行い、適切な維持管理を行うこと。
- (9) 供用開始後、5年以上継続した運営が見込めること。
- (10) 出入口を開放した際の開口面において、喫煙所内に向かう気流が0.2m/秒以上確保される換気扇等を設置すること。
- (11) 健康増進法（平成14年法律第103号）や兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号）など関係法令等および「屋外分煙施設の技術的留意事項」（平成30年11月9日付け健発1109第6号厚生労働省健康局長通知）を遵守すること。

(12) 交付申請日の属する年度の末日までに供用開始すること。ただし、事業計画書において、予め市の承認を受けている場合はその限りでない。

(対象者)

第4条 補助事業の対象となる者は次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国、独立行政法人、地方公共団体は除く。

- (1) 市内の建物の所有者及び占有者
- (2) 市内の土地の所有者及び占有者
- (3) その他市長が特に認めるもの

2 前項に定めるもののほか、対象者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている事業者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (4) 国税（法人税、所得税、消費税（地方税を含む））及び神戸市税を含む地方税を滞納している又は未申告である事業者でないこと。

(対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象となる経費は、補助事業者が実施する別表第1に掲げる補助対象経費とする。ただし、市等の他の事業により補助や補償等を受ける部分に係る費用は除く。

2 補助金の額は、予算の範囲内で前項に定める補助対象経費の10分の10に相当する額とし、次に定める額を上限とする。また、算定した補助金総額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 屋外に灰皿やパーティション等のみを設置する場合を除き、喫煙所を整備しようとする場合 1,000万円
- (2) 前項の喫煙所が地下階に位置する場合 2,000万円

3 補助金の交付は、市長が特に必要と認める場合を除き、建築物1棟につき1回とする。なお、建築物1棟で複数の場所に設置する場合は、まとめて申請するものとし、前項の上限を適用する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、神戸市喫煙所整備経費補助金交付申請書（様式第1号）に記載し、補助事業開始の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

(交付決定)

- 第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、神戸市喫煙所整備経費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、理由を付して、神戸市喫煙所整備経費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 4 補助金の交付の決定を行うにあたって、市長は、補助事業完了の期限等条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第8条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、神戸市喫煙所整備経費補助金交付申請取下書(様式第4号)により申請の取下げを行うことができる。
- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(補助事業の変更等)

- 第9条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは神戸市喫煙所整備経費補助金変更承認申請書(様式第5号)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは神戸市喫煙所整備経費補助金中止・廃止承認申請書(様式第6号)を、市長に対し提出し承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の変更の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、承認することとしたときは、神戸市喫煙所整備経費補助金変更承認通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の調査の結果、承認することが不適當であると認めるときは、神戸市喫煙所整備経費補助金変更不承認通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。
- 4 第1項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。
- (1) 補助事業者が補助事業の見直し等を行うことにより、補助金の対象となる経費が減額となる場合で、減額する金額が第7条第1項の規定により通知した交付決定額の100分の10に満たないとき
- (2) 製造元等の機種更新等により、実際に導入する喫煙設備が、補助金の交付を申請した際に導入を予定していた喫煙設備の同等品以上のものとなるとき

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、神戸市喫煙所整備経費補助金の事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第6条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(事業着手届)

第11条 補助事業者は、第7条第1項の規定による神戸市喫煙所整備経費補助金交付決定通知書を受領後、事業着手するとともに、神戸市喫煙所整備経費補助金事業着手届(様式第10号)を記載し、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 工事契約書、注文書及び請書又はその他の工事に係る契約を締結したことを示す書類の写し

(2) 工事工程表

2 補助事業者は、補助事業の進捗を管理できる者(以下「工事責任者」という。)を選任のうえ、前項の事業着手届に記載しなければならない。

(調査等)

第12条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日)又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、神戸市喫煙所整備経費補助金実績報告書(様式第11号)に記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、別表第3に掲げる書類を添付しなければならない。

(交付額の確定等)

第14条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、神戸市喫煙所整備経費補助金額確定通知書(様式第12号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定における交付予定額と同額である場合は、補助金規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の確定通知を受領後ただちに、市長に神戸市喫煙所整備経費補助金交付請求書（様式第 13 号）を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、第 14 条の規定により決定した補助金の交付予定額の全部又は一部について概算払又は前金払をすることができる。

3 市長は、補助事業者から請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、第 14 条の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、市長から前項の命令を受けたときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(決定の取消し)

第 17 条 補助金規則第 19 条第 3 項の規定による通知においては、市長は神戸市喫煙所整備経費補助金交付決定取消通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の交付を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(補助事業者の責務)

第 19 条 補助事業者は、設置した喫煙所に関する苦情等については自らの責任で対応しなければならない。

2 補助事業者は、次条第 1 項により処分が制限される財産について、第 14 条の規定による補助金の額の確定の通知の日から次の各号に定める時点のいずれか短い方を経過するまでの期間（以下「処分制限期間」という。）は、適切に維持管理しなければならない。

(1) 5 年

(2) 災害又は火災により損壊したとき、都市計画事業等を施行するために必要であるとき等、補助事業者等の責に帰することのできない事由により取り壊す必要がある時点

3 補助事業者は、補助対象となる喫煙所が、市の職権により、神戸市指定喫煙所制度実施要領で定める指定喫煙所となることを了承すること。

- 4 補助事業者は、神戸市指定喫煙所制度実施要領を遵守しなければならない。
- 5 補助事業者は、設置した喫煙所の周知について、市が実施する事業に協力しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならず、処分制限期間内に取得財産を処分する場合、あらかじめ神戸市喫煙所整備経費補助金財産処分承認申請書（様式第 15 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、喫煙所の設置に対し交付した補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の承認にあたり、別表第 4 の左欄に掲げる経過期間に応じ、右欄に定める金額の返還納付等を条件として付すものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
 - 3 前項の返還金の額の算定において、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

附則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。